

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年12月23日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

バンコク都のCOVID-19監視・取締対策

- 先日速報でご案内のようにバンコク都知事が21日にCOVID-19の監視・取締り対策を下記発表しました。これは、2020年12月21日から2021年1月15日まで、または更なる通知があるまで有効となります。
- 1. 以下の場所で予防措置に基づき感染症予防措置を実行。また本発表に添付されている抑制措置を実行（添付省略）
 - 1.1 市場、水上市場、自由市場
 - 1.2 公園
 - 1.3 寺院、モスクまたは宗教的儀式の場所
 - 1.4 娯楽施設、パブ、バー、カラオケ
- 2. 交通機関、娯楽、競技場、公共施設、その他COVID-19ウイルスとの接触や感染の危険性がある場所の所有者、管理者に下記予防対策に参加させる。
 - 2.1. 体温測定サービスまたは呼吸器疾患の症状スクリーニング
 - 2.2 衛生マスク、または布マスクの着用
 - 2.3 人と人との間に1メートル以上の距離を確保し、混雑から入場者の制限
 - 2.4 石鹸、アルコール、ジェル、消毒剤で手を洗う場所を提供
 - 2.5 関連する場所の接触面を清掃
 - 2.6 入場前後に登録、さらに政府が定めるアプリケーションの登録
- 3. 300人以上が参加する大規模なイベントを開催する場合は、イベント計画書を提出しなければならない。また、イベント開催前にバンコク市保健局への疾病対策を提出。
- 違反者は、2年以下の懲役または4万バーツ以下の罰金または併科。上記1.及び2.違反の場合は一時的な建物閉鎖する命令。
- バンコク都は外出時に全員、衛生マスクまたは布マスクの着用を要請。

タイ語原文

<https://www.prachachat.net/general/news-578654>

バンコク都のCOVID-19監視・取締対策（23日追加分）

- 1. 12月24日から2021年1月3日までバンコク都庁管轄下の437箇所の学校と292箇所の児童発達センターの休校
- 2. バンコク都庁公務員・職員の方は、在宅勤務（Work From Home）。ただし、戸籍、身分証明書、各種許可業務などのサービスを提供している機関は通常業務。また、通常業務が必要な部門は部門長の裁量で許可する。政府機関及び民間企業は、上記の施策に沿って在宅勤務への協力を要請する。
- 新年会やカウントダウンイベント、越年法要等大人数が集まるような活動は控えるよう各組織へ協力を要請する。300人以上の参加者を集めてイベントを開催する場合は、バンコク都保健局の許可を得て、個別に疾病予防対策を検討する必要があるが、300人未満の場合または家族等プライベートな会合の場合は予防対策を適用し、疾病管理を厳格に行う必要がある。

タイ語原文

<https://www.facebook.com/aswinkwanmuang/photos/a.224582744616556/974863412921815>

サムットプラカーン県のCOVID-19流行防止対策

- サムットプラカーン県知事は非常事態法に基づき、サムットプラカーン県において危険な伝染病の蔓延を抑制するための対策についての通知を公表。2020年12月22日から2021年1月4日まで有効。
- 1. 2020年12月22日から2021年1月4日までサムットプラカーン県のプラサムットチェディ郡とプラパデー郡内の間公私立教育機関、学習塾、児童発達センター、高齢者学校、一時的に閉鎖。また、他地域でもCOVID-19の感染拡大を防ぐために、適切に学校を閉鎖することを検討する。
- 2. サービス施設やそれに類する施設、パブ、カラオケバーは、座って食事のみをし、ダンスは禁止。COVID-19状況管理センターでの対策を遵守。
- 3. 集会を含むイベントは行わないよう公的機関と民間機関の協力を要請。イベントを開催する場合は、サムットプラカーン県感染症委員会で検討のため、サムットプラカーン県公衆衛生局に疾病対策計画を提出すること。
- 4. 検問所、疾病スクリーニングポイントを設置し、外国人労働者及びサムットサコーン県を出入りするタイ人を管理する。
- 5. 公園は運動のみに利用する。そして、公園の管理者は混雑を作らないよう利用者数を管理する。
- 6. サムットサコーン県の危険地域に移動する人々を含む1,500人の外国人労働者に対し職員を組織してCOVID-19の捜索を行う。
- 7. サムットプラカーン県の全ての宗教施設に対し外国人労働者の立ち入りを自粛させるよう要請

タイ語原文 https://www.thansettakij.com/content/normal_news/461368

- 8. サムットプラカーン県の政府職員および関係者で、サムットサコーン県との間を往来する者、またはサムットサコーン県に住居を有する者は、2020年12月22日から2021年1月4日までの間、在宅勤務とする。
- 9. すべての政府機関 職員にフェイスマスクか布製マスクを着用させること
- 10. ショッピングモール コンビニ、生鮮市場、自由市場、飲食店で体温、ThaiChanaプラットフォームでの登録、手洗い場所の設置、アルコールジェルを用意。サービス提供者及び利用者双方が医療用マスクまたは布マスクを着用
- 11. 公共交通機関では、サービス提供者及び利用者双方がフェイスマスクまたは布マスクの着用。事業者は毎日車両の清掃をしなければならない。
- 12. 村長、村保健ボランティアが地域内の外国人労働者の搜索・監視を行う。
- 13. サムットプラカーン病院コールセンターの設置 02 2018 132 - 39 (24時間)
- 14. COVID-19の状況に関し、虚偽、市民を不安にさせる、故意に倒錯、緊急時に誤解を招く恐れがあるメッセージやニュースの報道、出版を禁止する。平和と秩序の維持や国民の善良な風紀に影響を及ぼす場合には、警告または報道を修正または一時停止させる。深刻な結果が発生した場合には、コンピュータ犯罪法または緊急事態に関する勅令に基づき起訴する。
- 15. 鶏の闘鶏場、鶏の選択場、闘魚場、ボクシングリング、ボクシングのスーパーリング競技場、ゲームショップのインターネットカフェとスヌーカー場を閉鎖する。
- 16. 組織的な新年の活動、越年法要の自粛。

- 17. 結婚式、先祖供養などの社会的儀式は中止または延期を要請。葬儀または政府によって開催される儀式または政府の措置に従ったものは例外だが、本通知第18項を遵守する必要がある。
- 18. 疾病予防措置を有するための予防措置を次のように決定する。
 - (1) 開催前に該当する場所の接触面の拭き掃除等による清掃を行うこと。毎日ゴミを清掃する
 - (2) 職員、事業者、作業参加者、活動参加者、従業員、サービス利用者にサージカルマスク又は布マスク着用を義務付けること。
 - (3) (2)に該当する者に、石鹸、アルコール、ゲル又は消毒液で手を洗わせること。
 - (4) (2)に該当する者は、接触及び接触を防止するため、1メートル以上離れて座り、又は立っていること。又はエアゾール、唾液を介して雑菌を撒き散らすこと
 - (5) 入場者で混雑しないように人数をコントロールし、お互いに接触しないようにするため必要に応じて活動時間を短縮する
- 発表に従わない場合は、非常事態勅令の第18条の下で2年以下の懲役 または4万バーツ以下の罰金または併科。そして、2015年の感染症法の第52条に基づき1年以下の懲役または10万バーツ以下の罰金または併科。
- この措置の実施は、変更の通知があるまでの間、一時的なものとする。必要な場合は、サムットプラカーン県知事が変更を発表するか、この発表に従って条件を緩和することができる。